

平成20年度

# 市政執行方針

富良野市長 能登芳昭

ここに、平成20年第1回富良野市議会定例会の開会にあたり、市政執行に対する私の基本的な考え方を申し上げ、市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

## はじめに

私は就任して3年目を迎え、地方自治体を取り巻く環境は一段と厳しさを増す中、市民の皆様と力を併せながら、まちづくりを進める「市民対話」を基本理念とし、市民本位の市政の実現をめざして、全力で市政運営を進めてまいりました。

明治維新、戦後改革、第三の改革である平成の改革は、その時代を大きく変貌させてまいりました。今日、国・地方を合わせた未曾有の債務残高、人口減少社会において一層加速する少子高齢化、そして各地域はグローバルな都市間競争にさらされている時代であります。

こうした時代に対応していくためには、地方分権改革を一層推進し、自主・自立の決定や無駄を排除し、効率的な行政システムを構築していくことが必要であります。

そのために、市民と協働の新たな発想と積極的な行動が求められていると考えます。

私は、今後とも人間性豊かな地域づくりをめざすため、市民の知恵と工夫を結集させ、市民誰もが住んで良かったと思うまちづくりを進めてまいります。

### 基本的な考え方

我が国の経済は製造業の輸出が景気の回復のけん引をしてきましたが、製造業が少なく公共事業への依存度が高い道内は景気回復が遅れ、雇用環境も厳しさを増し、都市と地方の地域格差が拡大しています。

今日、地方自治体はさまざまな問題を抱えており、地域の疲弊が課題になっております。

その要因は、中央集権的な体制の下で、行政も住民も自らの力で判断する習性が希薄な状況にありますが、権限や税源を行政が自らの責任の下での的確に推進することは、時代の必然的な流れであります。

また、住民自治を確立するため、自助・共助・公助を基本とする取り組みを推進し、真の分権型社会の実現に向けて努力してまいります。そのためには、行政の自己決定・自己責任を果たすとともに、行政効果が求められております。

私は、市民の声を市政に反映させる市民本位の市政運営を信条に、市民と行政の信頼関係を築いてまいります。

さらに、変革する社会環境の時代に向けて、市民本位のまちづくりを進めるにあたり、市政に対する基本的な考え方を述べたいと存じます。

1点目は、市民対話と情報開示についてであります。

市政への信頼は、市民対話と情報開示から生まれるものであります。私は地域に積極的に向き合い市政について率直な意見交換を行い、対話を通じ政策づくりを進めるなど開かれた市政運営を推進してまいります。

また、情報の共有を徹底し、市政に対する市民の皆様の理解と参加を進めて行くことが重要と考えております。

このため、私は市政の現状を率直に伝え、説明責任を果たすとともに、より一層透明性の高い情報の提供に努めてまいります。

2点目は、財政の健全化と行財政改革の推進についてであります。

地方財政の早期健全化に向けた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、自主性と自立性のある行政運営が益々重要となっております。引き続き財源不足の中において、貯金に依存しない持続性のある財政の確立は、自立のための基盤であり、富良野市財政健全化計画により、身の丈にあった安定した財政運営を図ってまいります。

また、行財政改革につきましては、より効率的・効果的な行政サービスの提供を図るために、市民と行政の役割分担を検討し、相互の共通認識を醸成しながら、事務事業の見直し、職員の意識改革や人材育成、民間活力の導入、市民と行政の協働など富良野市行政改革推進計画や富良野市行政改革推進市民委員会の意見書により、引き続き積極的に推進してまいります。

3点目は、農村観光都市の形成についてであります。

豊かな自然景観を生かし、農業と観光の融合による地域振興をめざし、都市と農村の交流を進めてまいります。

恵まれた大地で営まれる農業と美しい農村風景、豊かな自然景観、そして、それらと連携した観光、この3つが融合し都市と農村の交流が促進されるものと考えております。「食観光」、「体験観光」、「自然観察体験」、「エコ観光」のさらなる振興を図るため、既存の観光

資源に加え、生活体験メニューを開発するとともに、情報発信や総合的な受入体制を確立してまいります。

また、移住定住対策につきましては、北海道移住促進協議会をはじめ関係機関・団体と連携の下、情報の発信やPR活動を進め、定住及び都市と農村の交流を進めてまいります。

4点目は、広域連合の設立についてであります。

富良野広域連合の設立に向け、富良野広域連合準備委員会で協議を重ね、平成20年度に設立、平成21年4月から事務処理を開始する予定となっております。広域連合を設置することにより、共通的な事務の集約による経費の縮減と広域的な行政課題を総合的に展開し、富良野圏域における行政サービスの向上を図ってまいります。

広域連合による行政実践の積み重ねと信頼関係の醸成が今後の富良野圏域の将来に向けた土壌づくりであると考えております。

5点目は、中心市街地の活性化についてであります。

「新富良野市中心市街地活性化基本計画」は、平成20年度に国の認定を予定しておりますが、駅前地区、協会病院跡地、くにい跡地の三軸を滞留拠点として回遊性をもたらす中心市街地のにぎわいの創出、商業活性化の推進、まちなか居住の推進を目標に、コンパクトなまちづくりに向けて富良野市中心市街地活性化協議会と連携し

市民との合意形成により策定してまいります。

なお、協会病院跡地利活用は、民間活力による整備計画の策定に取り組む予定であります。

6点目は、オーガニックアカデミー（農業学校）についてであります。

平成19年7月、地域再生計画「ふらの食農体験構想」が内閣府より認定され、旧樹海東小学校跡地に平成20年4月から株式会社ジャパンバイオフาร์มによるオーガニックアカデミーが開校されます。

このことに対しまして、市・地域・事業者が連携することで地域の活性化と地域振興に努めてまいります。

富良野市総合計画（平成13年度～平成22年度）は、選択と集中による持続可能な地域づくりを視点に平成19年度に見直しを行いました後期実施計画（平成20年度～平成22年度）により各施策を推進してまいります。

以下、平成20年度の主要な施策について、総合計画の6つの項目に分けてその概要をご説明申し上げます。

## みんなで作る健全なまちづくり

地方分権改革を進める中であって、今まで以上に市民に信頼され、自立と責任を果たす行政をめざし、市民と行政が情報を共有し、市民の目線に立ったまちづくりを進めてまいります。

### (情報の共有と市民参加)

情報の共有と市民参加につきましては、自主・自立の分権型社会において、市民と行政が一体となった協働によるまちづくりの推進が大切になってきております。

広報紙やホームページの活用、情報共有と市民参加のルール条例の運用、市長と語ろう地域懇談会や各種事業を通じて情報の提供と対話を進めてまいります。

また、地域コミュニティの推進にあたっては、コミュニティ活動推進員の活用を図るとともに、地域活動や運営に対する助成を引き続き行っていく他、活動事例を広く広報紙に紹介するなどの情報提供を進め、組織の育成と支援に努めてまいります。



### （簡素効率的な行財政）

行財政改革につきましては、市政に対する基本的な考え方で述べた他に、市税の公平負担と自主財源確保に向け、未収金対策として貯金はもとより動産の差し押さえによるインターネット公売等の強化と市税等収納対策プロジェクトの対策強化を図ってまいります。

また、新たな財源確保と民間事業者等の地域貢献の機会を提供する目的として、広報紙や市ホームページへの広告掲載に取り組んでまいります。

### （情報化の推進）

情報化の推進につきましては、地域イントラネットシステム（庁内LAN）の活用を図りながら、事務処理の効率化、迅速化による行政サービスの充実に努めてまいります。

また、北海道と道内市町村とで共同開発した北海道電子自治体共同システム（HARP）を利用し、各種手続きについて電子申請対応と様式ダウンロードの拡充に努め、市民の利便性向上を図ってまいります。

## 心豊かに学びあうまちづくり

たくましく生きる力と豊かな心を育て、また、郷土に根ざした個性あふれる文化の創造に努め、市民一人ひとりが生きがいを持てるまちづくりを進めてまいります。

### （生涯学習）

生涯学習につきましては、市民の高度化、多様化する学習ニーズに適応した学習活動に取り組むとともに、環境教育・自然体験学習など「いつでも どこでも だれも」が学習することができる学習機会の拡充に努めてまいります。

### （学校教育）

学校教育につきましては、「知・徳・体」の調和のとれた児童生徒の育成を図るとともに、子ども達の成長の基礎となる食育を推進し、さらに学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割をしっかりと担い、相互に連携し適切な対応に努めてまいります。

また、学校施設の整備につきましては、山部小学校屋内運動場の改築に向け準備を進めてまいります。

さらに、山部第一小学校の閉校に伴う児童の送迎は、南陽地区の

児童と併せスクールバスで行ってまいります。

#### （社会教育）

社会教育につきましては、子どもの教育の原点である家庭の教育機能を高めるために、親子のふれあいや絆を深める事業、家庭教育セミナーなどの事業を関係機関・団体と連携して取り組んでまいります。

#### （芸術・文化）

芸術・文化の振興につきましては、郷土の文化・自然・歴史に根ざした個性豊かで香り高い市民文化の創造をめざし、市民の自主的な文化活動を推進・支援してまいります。

#### （スポーツ）

スポーツの振興につきましては、生涯にわたり心身ともに健康で充実した生活を営むために、体力や年齢、目的などに応じて身近にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してまいります。

また、5年目になりますスキー甲子園「全国高等学校選抜スキー大会」をはじめ、「北海道中学校スキー大会」、「全日本学童軟式野球北・北海道大会」などのスポーツ大会を支援してまいります。

( 国際交流 )

国際交流につきましては、市民の主体的な国際交流に支援を行うとともに、国際社会の中で積極的に活躍できる青少年の育成をめざし、小学生の国際交流事業を実施してまいります。

( 地域間交流 )

地域間交流につきましては、昭和 5 3 年に友好都市の関係を結んだ西脇市とは市民同士の交流も独自に進められ、両市の絆は着実に深まっております。

平成 2 0 年は友好都市親善協定締結より 3 0 年目の節目の年であることから、記念式典等を実施し絆を一層深めてまいります。

## 安全で安心して暮らすまちづくり

変革期の社会の中で、環境問題への対応と安全な市民生活の向上を図るため、人と自然が共生した安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

### （廃棄物処理対策）

廃棄物処理対策につきましては、広域分担処理を基本に、資源の有効利活用とごみの適正処理及び効率化に努めてまいります。

また、平成20年度から農村地区の生ごみの収集を夏期まで拡大してまいります。

### （ごみの減量と資源リサイクル）

ごみの減量と資源リサイクルにつきましては、リデュース（減らす）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を基本に、町内会や各種団体などと連携し分別指導の徹底や減量化を進めてまいります。

### （合併処理浄化槽整備）

合併処理浄化槽につきましては、平成20年度から平成24年度までの5ケ年で30基の設置補助を行ってまいります。

### （総合防災）

防災につきましては、自然災害から市民の生命・財産を守るため、各関係機関と連携を図りながら、地域における初動期の迅速・的確な対応を主眼とした防災訓練を実施し、地域の防災意識の高揚に努めてまいります。

また、土砂災害防止法や水防法の改正等により、地域防災計画の見直しを行ってまいります。

### （治水対策）

治水対策につきましては、国の直轄事業として五区 1 号沢の堤内排水路と下御料排水樋門の整備を実施の予定であります。

また、道が行う事業につきましては、西達布川の改修工事、布部川及びポン布部川の砂防工事、さらに富良野川河川改修の関連工事としてベベルイ川及び東 8 線川の改修工事を継続事業で実施の予定であります。

### （交通安全対策）

交通安全対策につきましては、「第 8 次富良野市交通安全計画」により、4 期 4 0 日の交通安全運動を重点に、関係機関・団体と連携し交通安全思想の啓発や交通環境の整備に努めてまいります。

(消費生活対策)

消費生活対策につきましては、関係機関・団体と連携し巧妙かつ悪質化する消費者被害の未然防止の啓発と相談の充実に努めてまいります。

(防犯対策)

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心な地域づくりのため、地域と連携した防犯活動のより一層の推進に努めてまいります。

## ふれあいの心がつくる健康なまちづくり

すべての世代の人々が、ともに助け合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健・医療・福祉・介護の連携を強め、人に優しいまちづくりを進めてまいります。

### (健康の保持増進)

市民にとって共通の願いは、健康でありたいとの思いであります。

平成20年度から始まる医療保険者主体の特定健康診査・特定保健指導につきましては、平成27年度までに40歳から74歳までの加入者を対象に内臓脂肪症候群などの生活習慣病予備群を25%の削減を目標に実施します。

また、平成20年度から「特定健康診査等実施計画」により、平成24年度までに健診受診率65%、保健指導実施率45%の目標を設定し、関係機関・団体等と連携するとともに、市民啓発に努め健康づくりに取り組んでまいります。

妊婦健康診査の公費負担につきましては、子育て支援策の一環として前期・後期の2回から5回に拡大してまいります。



（地域医療の充実）

地域センター病院は、圏域の２次医療圏の中核医療機関として医療体制の確保を図るとともに、地域医療及び救急医療体制の充実に努めてまいります。

小児科医療につきましては、道の小児科医療重点化計画において、小児科医療の重点化病院として選定され、また、産科医療は地域周産期センターとして位置づけられましたので、地域センター病院とともに医師確保に向け努力してまいります。

（国民健康保険・医療給付）

国民健康保険事業につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、生活習慣病予防対策として平成２０年度から義務化されます特定健康診査、特定保健指導に取り組み、医療費の抑制に努めてまいります。

医療給付につきましては、重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児医療について、医療費の助成を通じて負担の軽減に努めてまいります。

### （後期高齢者医療事業）

後期高齢者医療事業につきましては、将来的に安定した高齢者の医療体制を確保するため、道内180市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合と連帯し、保険料の徴収、各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡しなどの業務を行ってまいります。

### （地域福祉）

地域福祉につきましては、地域福祉計画の推進と福祉のまちづくり事業、高齢者支援ネットワーク、障がい者支援ネットワークなど各種ネットワークづくりに取り組み、生きがいを実感できる地域福祉づくりに努めてまいります。

### （高齢者福祉）

高齢者福祉につきましては、高齢者の夫婦世帯、ひとり暮らしが増加する中、住み慣れた地域でいつまでも健康で、心豊かに自立して生活するための支援と、高齢者元気事業、いきいき事業、生きがい事業、就業支援、老人クラブの運営など生きがいづくりを積極的に取り組んでまいります。

平成20年度から特定高齢者を把握するために「生活機能評価」を実施し、要介護状態等となることの予防を通じて、一人ひとりの

生きがいや自己実現のための取り組みを支援してまいります。

養護老人ホーム「寿光園」につきましては、平成20年度から指定管理者（社会福祉法人富良野あさひ郷）による運営を行うとともに、要支援者、要介護者に対しては、介護保険サービスの提供を実施してまいります。

#### （介護保険事業）

介護保険事業につきましては、第3期介護保険事業計画の最終年度として健全な保険財政を維持し、円滑な運営に努めるとともに、第4期介護保険事業計画を策定してまいります。本計画は、北海道地域ケア整備構想を踏まえて、平成23年度までの介護サービスなどの必要量の見込み及びその確保方策、介護基盤整備の方策、介護保険料などについて策定いたします。

平成20年度の介護保険料につきましては、第2段階及び第3段階から第4段階、第2段階、第3段階及び第4段階から第5段階の対象者に対して平成18年度、平成19年度の2年度にわたり講じてまいりました激変緩和措置を延長し、負担の軽減を図ってまいります。

## （児童福祉）

子育て支援につきましては、道が進めております「どさんこ・子育て特典制度」について、実施に向けて関係機関・団体と協議を進めてまいります。

放課後児童対策につきましては、緑町児童館の定員オーバー解消に努め、児童の健全育成に努めてまいります。

こども通園センターにつきましては、増加傾向にある発達に遅れのある幼児の日常生活における基本動作の習得や集団生活に適應する児童デイサービス、療育の推進に努めてまいります。

要保護児童対策につきましては、近年増加傾向にあります児童に対する暴力、養育放棄などの児童虐待の未然防止及び早期発見のため、地域協議会の機能を活用するとともに、関係機関・地域との連携を密にし推進に努めてまいります。

## （障がい者福祉）

障がい者（児）福祉につきましては、障害者自立支援法により、自立支援給付、自立支援医療、補装具費、地域生活支援事業など必要な障がい福祉サービスを提供してまいります。

また、障がい者（児）のより自立した社会生活や社会参加を図るため、知的障害者入所更正施設改築資金の支援、オストメイト（人工肛門・人工膀胱保持者）対応トイレの設置など施設整備を進めてまいります。

## 創造性豊かな産業を育むまちづくり

先人から受け継いだ雄大な自然環境と豊富な資源を活かし、地域に根ざした創造性豊かな産業を育むまちづくりを進めてまいります。

### (農 業)

平成21年度からスタートする「新たな農業計画」につきましては、本市農業の現状分析と課題をもとに、農業関係団体や地域農業者、農政審議会などの議論を経て、多くの市民の意見を反映した計画にまいります。

また、本市農業施策の基本とする農業振興条例を廃止し、「(仮称)農業・農村基本条例」の制定に向け取り組んでまいります。

担い手育成確保につきましては、ふらの地域担い手育成総合支援協議会と連携しながら、経営改善支援の強化に努めてまいります。

中山間地域等直接支払事業につきましては、引き続き遊休農地発生防止や生産性向上など地域農業の維持向上に向け努めてまいります。

品目横断的経営安定対策につきましては、国の見直しの動向を踏まえ、関係機関・団体と連携を図りながら、生産者の経営安定に向け取り組んでまいります。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、集落機能の低下を防ぎ、環境の質的向上による持続可能な農村づくりに向け取り組んでまいります。

安全安心農業の推進につきましては、農業生産工程を管理する適正農業規範（GAP）に取り組む農業者及び団体の育成に努めてまいります。

また、地域農業の活性化を図るため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、防衛施設周辺農業用施設設置事業及び畜産担い手育成総合整備事業により、生産施設・農業機械を整備してまいります。

農作業に被害を与えるエゾシカなどの有害鳥獣対策につきましては、東山地区の防鹿柵設置事業に対しての助成とハンターの育成に努め、引き続き個体数の適正管理に努めてまいります。

生産基盤につきましては、道営土地改良事業の大沼北地区、東郷北部地区、東郷南部地区及び山部中央地区を新規地区として取り組み、継続2地区と併せて生産性の高い土地基盤づくりに努めてまいります。

持続的農業・農村づくり促進特別対策事業につきましても、引き続き生産基盤の整備促進に向けて農業者の負担軽減を図ってまいります。

## （林業）

林産業につきましては、引き続き民有林育成推進事業の実施により森林整備を進め、森林資源の質的充実を図ってまいります。

また、開庁100年記念植樹につきましては、市民参加によりベレイ地区において継続実施するとともに、ポイントグリーンコンサートの記念植樹についても支援してまいります。

## （商工業）

商工業の振興につきましては、中小企業地域資源活用プログラムへ地域資源16品目を登録し、新商品開発に向けた取り組みに対する支援と登録品目の拡大による事業展開を支援してまいります。

また、市内経済活性化へ向け、中小企業の経営支援のための金融・融資制度を円滑化するため、金利設定のルール化と金利補給などの見直しを図ってまいります。

さらに、市街地の活性化や流入人口の拡大を図るため、中心街活性化センターの利用促進と市街地でのイベントなどの開催を継続してまいります。

## （観光）

観光につきましては、富良野市観光振興計画の具体化へ向け、長

期滞在型、環境、健康、体験、市民との交流などが主体となる「やさしさあふれる 満足度の高い観光」を関係団体、市民の協力のもと推進してまいります。

外国人観光客の誘致につきましては、現在多くの観光客が訪れている韓国、香港、台湾、オーストラリアのさらなる誘客と新たな市場開拓を進めるとともに、受入体制の向上を図ってまいります。

広域観光においては、国が推進する中長期滞在型観光地形成に向け、富良野美瑛広域観光推進協議会と連携して地域観光圏整備促進事業へ取り組み、観光メニューの充実を図り、圏域での回遊の推進と満足度の高い地域形成に努めてまいります。

また、公園整備として、鳥沼公園及び山部自然公園太陽の里の環境整備を行ってまいります。加えて、自然環境やエコ資源を活用した環境教育、食などの観光資源との連携を図り、交流の拡大による山部地域の活性化を図るとともに、その一環としてパークゴルフ場の増設を行ってまいります。

#### （雇用対策）

雇用対策につきましては、人材開発センターと連携し資格取得や人材育成を図るとともに、企業の活性化、事業拡大による雇用の拡大を図ってまいります。



また、富良野圏域で構成する富良野広域圏通年雇用促進協議会を中心とした季節労働者の通年化へ向けた取り組みを引き続き推進してまいります。

#### （ワイン事業）

ワイン事業につきましては、近年、食品に対する消費者の関心は非常に高く、信頼される製品づくりが事業推進の目標であります。

また、消費者ニーズの把握、市民との関わりを深め、本市の特産品として安全安心で品質重視の製品づくりに取り組んでまいります。

原料ぶどうの栽培につきましては、製品づくりに対しその品質に大きく関係することから、適地優良品種の研究を進め、指導機関との連携により栽培技術の向上を図り、栽培農家とともに良質ぶどうの生産に努めてまいります。

#### （公設地方卸売市場）

公設地方卸売市場につきましては、市民生活に不可欠な生鮮食料品を、安定的に安全・安心な供給を図るとともに、健康・安全志向など多様な消費者ニーズに対応した魚食普及と地産地消を推進し、生産地市場としての機能を活用するとともに、経営の効率化を推進し市場会計の健全化を図ってまいります。

## 自然を生かした快適なまちづくり

多様化する価値観や市民ニーズの中で、自然や景観に配慮した都市機能を充実させ、潤いややすらぎが実感できるまちづくりを進めてまいります。

### （土地利用）

土地利用につきましては、まちづくり三法の改正により、減少する人口規模に見合った市街地形成「コンパクトシティ」に取り組み、均衡の取れた計画を推進してまいります。

### （道路整備）

道路整備につきましては、国道・道道・市道相互の連携を図り、高齢化社会に対応した優しい道づくり、景観に配慮した道づくりに努めてまいります。

市道整備につきましては、五区山部線の舗装改修の計画的な実施と、北1丁目1道路改良舗装工事、五区3線及び地域高規格道路富良野道路関連で学田三区山線の道路改良工事を実施してまいります。

また、環境整備につきましては、安全性・快適性の向上のため簡易舗装、側溝改良など計画的に実施してまいります。

国の直轄事業につきましては、引き続き国道38号の植栽の実施と交通渋滞の緩和のため国道237号と道道奈江富良野線の交差点改良工事を実施の予定であります。

地域高規格道路整備につきましては、平成19年度に引き続き計画予定区域の用地買収と学田改良工事、学田跨線橋工事及び中五区西側線のボックス化工事を実施の予定であります。

また、トンネル工事の早期着工と併せて「富良野北道路」の整備区間指定に向け要請活動に取り組んでまいります。

道が行う事業につきましては、山部北の峰線、東山富良野停車場線、麓郷山部停車場線、奈江富良野線、上富良野旭中富良野線の5路線の改良事業を継続実施の予定であります。

#### (交通機関)

公共交通につきましては、高齢者や学生等日常生活上不可欠であるバス路線の維持対策として、利用に対する地域住民との協議と事業者に対する路線維持費の補助を行ってまいります。

また、公共交通機関(鉄道・バス)の利用促進に向けた広報を行ってまいります。

## （情報・通信）

テレビ難視聴区域対策につきましては、引き続き麓郷中継局、東山中継局の維持管理を行ってまいります。

また、地上デジタル放送につきましては、難視聴区域が生じないよう中継局の整備に関する情報収集に努めてまいります。

情報通信網整備につきましては、地域におけるADSL回線、光回線の誘致・導入活動を支援し高速通信網の拡充に努めてまいります。

## （上水道）

上水道事業につきましては、安全で安心な飲料水を安定供給するため、引き続き上五区地区の第4次拡張事業を実施してまいります。

配水管整備事業につきましては、配水管未整備地域の解消と漏水防止を図るため、配水管の更新などを継続実施してまいります。

簡易水道事業につきましては、島の下地区、学田地区、東山地区、布部地区の老朽化した機器類の更新及び修繕を計画的に実施してまいります。

また、上水道及び簡易水道の料金につきましては、受益者負担の適正化に向け料金改定を検討してまいります。

## （下水道）

公共下水道事業につきましては、快適な生活環境の向上を図るとともに、適正な水処理を図り環境保全に努めてまいります。

また、富良野水処理センター施設の機器の更新及び修繕を計画的に実施してまいります。

污水管整備事業につきましては、引き続き学田三区の污水管の布設を計画的に進めてまいります。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、山部水処理センター施設の機器類の更新及び修繕を計画的に実施してまいります。

また、下水道料金につきましては、受益者負担の適正化に向け料金改定を検討してまいります。

## （公園・緑地）

公園緑地の整備につきましては、公園リフレッシュ事業で朝日ヶ丘総合公園の木製遊具の補修などを実施するとともに、遊具などの保守点検に重点を置き、安全で快適な公園整備と管理に努めてまいります。

また、引き続き北斗町公園の整備を実施してまいります。

さらに、市民との協働による公園の維持管理につきましては、引き続き充実を図り協議を進めてまいります。

### （住 宅）

公営住宅につきましては、引き続き緑ヶ丘団地の水洗化を実施するとともに、北麻町・黄の花団地の屋根張替え、北の峰西・緑ヶ丘・緑町団地の屋根・外壁塗装及び火災警報機器取付など計画的に実施し、居住環境の向上に努めてまいります。

### （冬の暮らし）

冬期間の交通安全の確保を図るため、市民の協力の下、除排雪の充実に努めるとともに、消融雪施設の普及を推進してまいります。

### （中心市街地）

富良野駅前地区土地区画整理事業につきましては、換地清算を除き平成20年度を事業完了年として無頭川モール、広場公園及び駐車場の整備を実施してまいります。

## 予算編成にあたって

国の経済は、企業部門の好調さが持続し、家計部門に波及し、民間需要中心の経済成長の実現が期待され、景気の回復が続いておりますが、人口動態や産業構造等の違いを背景として地域間の回復にばらつきが見られ、地方においては未だ厳しい状況が続いております。

そうした中で、地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、依然として大幅な財源不足が生じる状況にあります。

国の地方財政対策、並びに地方財政計画につきましては、予算の概要の中で説明させていただきますが、地方と都市の共生の考え方の下、地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策のための地方再生対策費が創設されるとともに、地方交付税及び一般財源総額も前年度を上回る額が確保されたところであります。

しかし、地方歳出の見直し抑制が進められる中で、景気回復による地方税の伸びが期待できない地方の小規模市町村の財政運営は、引き続き厳しいものとなっております。

予算編成にあたりましては、国の地方財政対策などを踏まえ、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、人件費の縮減をはじめ積極的な行財政改革の推進の下、富良野市財政健全化計画により歳出の抑制と重点化を進め、富良野市総合計画の8年目として、保健・医療・福祉施策や義務教育、地域経済の活性化などにも配慮し、財政調整基金の運用などにより予算編成を行った次第であります。

平成20年度の予算規模は

一般会計        106億1,000万円

特別会計        63億     420万円

企業会計        14億7,170万円

合     計        183億8,590万円    であります。

なお、この予算総額は、前年度当初予算額と比較いたしますと17.4%の減であります。

以上、平成20年度の市政執行方針と予算編成の大綱について申し上げましたが、執行にあたりましては厳しい時代背景を踏まえる中、将来に希望を持てる富良野市政の実現に向け全力で負託に応えてまいりたいと決意しております。

議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げ、市政執行方針といたします。